

第3節

消防職団員の活動

1. 活動状況

令和3年中における全国の消防職団員（消防職員及び消防団員）の出動状況は、第2-3-1表のとおりである。

2. 公務による死傷者の状況

令和3年中における公務により死亡した消防職団員は2人、同じく負傷した消防職団員は1,460人である（資料2-3-1、資料2-3-2、資料2-3-3）。

3. 勤務条件等

(1) 消防職員の勤務条件等

消防職員の職務は、火災等の災害出動のため24時間即応体制を維持しなければならないという特殊性を有していることから、勤務時間や休日、休憩等の勤務条件については、一般職員と異なる定めがされている。具体的な給与、勤務時間その他の勤務条

件は、市町村等の条例によって定められている。

ア 給料及び諸手当

消防の組織は、緊急時の部隊活動等に必要な指揮命令系統を明示し組織の統一性を確保するため、階級制度がある。行政職給料表を適用した場合、各階級に一定の割合の人数が必要となるという特徴を持つ消防組織においては、階級制度を維持しつつ、給料の水準を適正に保つことが難しい。このため消防職員の給料については、その職務の危険度、勤務の態様の特殊性等を踏まえ、一般職員と異なる特別給料表（現在の国の公安職俸給表（一）に相当）を適用することとされている（昭和26年国家消防庁管理局長通知）。

なお、消防職員の平均給料月額は、令和3年4月1日現在の地方公務員給与実態調査によると30万1,083円（平均年齢38.3歳）であり、一般行政職

第2-3-1表 消防職団員の出動及び出向状況

(令和3年中) (単位: 回、人)

区 分		消防職員	消防団員	計	構成比 (%)
火 災	回数	39,757	28,168	67,925	0.7
	延人員	649,731	619,430	1,269,161	3.4
救 急	回数	6,193,581	1,042	6,194,623	65.0
	延人員	18,623,801	5,430	18,629,231	50.6
救 助	回数	99,395	1,697	101,092	1.1
	延人員	1,464,109	9,865	1,473,974	4.0
風 水 害 等 の 災 害	回数	9,303	5,848	15,151	0.2
	延人員	40,835	144,546	185,381	0.5
演 習 訓 練	回数	462,745	125,477	588,222	6.2
	延人員	2,563,256	1,582,184	4,145,440	11.3
広 報 ・ 指 導	回数	267,832	76,333	344,165	3.6
	延人員	872,411	632,720	1,505,131	4.1
警 防 調 査	回数	468,974	9,893	478,867	5.0
	延人員	1,684,664	78,128	1,762,792	4.8
火 災 原 因 調 査	回数	38,739	431	39,170	0.4
	延人員	168,353	1,190	169,543	0.5
特 別 警 戒	回数	78,065	78,008	156,073	1.6
	延人員	271,910	949,465	1,221,375	3.3
捜 索	回数	2,867	1,397	4,264	0.0
	延人員	38,152	35,586	73,738	0.2
予 防 査 察	回数	602,017	866	602,883	6.3
	延人員	1,431,456	17,329	1,448,785	3.9
誤 報 等	回数	51,904	5,710	57,614	0.6
	延人員	794,693	63,195	857,888	2.3
そ の 他	回数	710,171	167,365	877,536	9.2
	延人員	2,978,205	1,091,812	4,070,017	11.1
計	回数	9,025,350	502,235	9,527,585	100.0
	延人員	31,581,576	5,230,880	36,812,456	100.0

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

2 本表では、災害現場における消防活動の実施の有無にかかわらず、出動及び出向回数を計上している。

3 消防団員の救急への出動回数については、救命処置を含む応急手当、傷病者搬送等の回数を計上している。

の場合は31万6,040円（平均年齢42.1歳）となっている。

また、消防職員の平均諸手当月額は9万9,261円であり、出勤手当等が支給されている。

イ 勤務体制等

消防職員の勤務体制は、毎日勤務と交替制勤務とに大別され、さらに交替制勤務は主に2部制と3部制に分けられる。一部、指令業務に従事する職員などに対し、4部制を用いている消防本部もある。2部制は、職員が2部に分かれ、当番・非番の順序に隔日ごとに勤務し、一定の期間で週休日を取る制度であり、3部制は、職員が3部に分かれ、当番・非番・日勤を組み合わせて勤務し、一定期間で週休日を取る制度である（資料2-3-4、資料2-3-5）。

ウ 消防職員委員会

消防職員委員会は、消防職員からの意見を幅広く求めることにより、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務に職員の意見を反映しやすくし、これにより消防職員の士気を高め、消防事務を円滑に運営することを目的として、消防組織法第17条の規定により消防本部に置くこととされている。消防職員委員会においては、消防職員から提出された〔1〕消防職員の勤務条件及び厚生福利、〔2〕消防職員の被服及び装備品、〔3〕消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関する意見を審議し、その結果に基づいて消防長に対して意見を述べることにより、消防事務に消防職員の意見を反映しやすくしている。

令和3年度においては、全国724の全ての消防本部で消防職員委員会が開催され、職員から提出された4,922件の意見について審議された。審議された意見のうち「実施が適当」とされたものは、全体の31.9%を占めた。また、令和2年度において審議された意見のうち「実施が適当」とされた意見の59.5%が既に実施されている。一方、予算上の制約などにより、実現できていない意見もみられる（資料2-3-6、資料2-3-7、資料2-3-8、資料2-3-9）。

（2）消防本部におけるハラスメント等への対応策

消防庁では、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどのハラスメント及び消防に関連する不祥事（以下「ハラスメント等」という。）につ

いて、「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループの検討結果について（通知）」（平成29年7月4日付け通知。以下、本節において「7月4日通知」という。）により各消防本部に示した（資料2-3-10）。

ア 各消防本部において実施すべき対応策

（ア）消防長の意志の明確化等

ハラスメント等を撲滅するためには、消防長が宣言等により意志を明確にし、消防職員に周知徹底する必要がある。

また、ハラスメント等の対応策に関する内部規程や、消防長の意志を具体的な取組につなげるための方針を検討の上策定するとともに、定期的に当該取組の進捗状況を管理し、これを踏まえた取組の改善を行うため、消防職員の幹部職員に加え、可能な限り有識者等を構成員とするハラスメント等の撲滅を推進する会議を開催する必要がある。

（イ）ハラスメント等通報制度の確立及びハラスメント相談窓口の設置

ハラスメント等の事案対応を行い、解決を目指す「ハラスメント等通報制度」を確立するとともに、通報にまでは至らなくても、精神的なサポートを受けることができる「ハラスメント相談窓口」を設置する必要がある（第2-3-1図）。

（ウ）懲戒処分 of 厳格化

ハラスメント等に関して明確に記載した懲戒処分基準を策定し公表すること及び懲戒処分の公表基準を策定し公表することにより、懲戒処分を厳格化する必要がある。

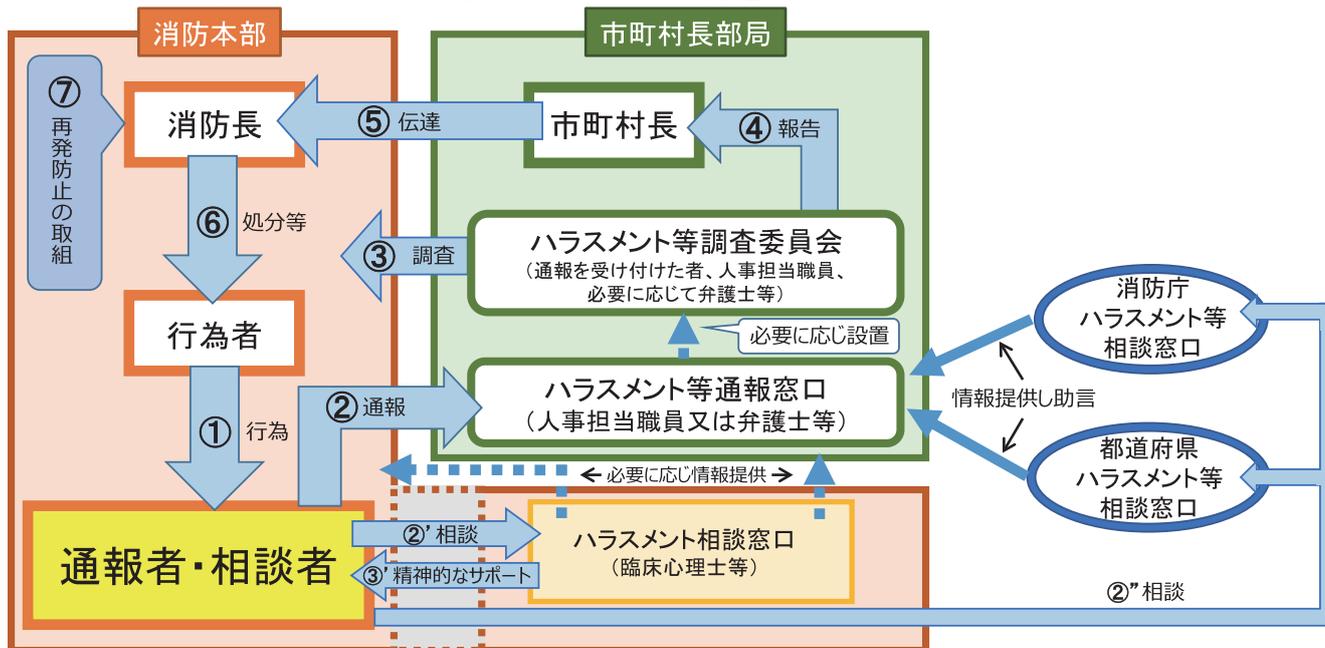
（エ）職員のセルフチェックアンケート等の実施

ハラスメント等を可能な限り未然に防止するため、自らの行動を振り返るチェックシートの導入、ハラスメント等の実態を調査するためのアンケートの定期的な実施などの職員の気付きを促す取組を行う必要がある。

（オ）研修等の充実

事例演習又は職場ミーティングの場を活用し、ハラスメント等の撲滅の必要性、対応策及びコンプライアンスについて話し合うことで、職員の意識向上を図る必要がある。

第2-3-1 図 ハラスメント等通報制度・ハラスメント相談窓口のイメージ（単独消防本部の場合）



イ 各都道府県において実施すべき対応策

(ア) ハラスメント等相談窓口の設置

各都道府県において、各消防本部が設けるハラスメント等通報制度では十分な対応ができない場合に備え、相談者の同意を得た上で、関係する消防本部や市町村に対し相談内容の情報提供を行うこと、関係する消防本部や市町村から事案の経緯を聞き取るとともに適切な対応をとるよう助言すること等により、事案の解決を目指す都道府県ハラスメント等相談窓口を設置する必要がある。

(イ) 講義・研修の充実

消防学校において、ハラスメント等やコンプライアンスに関する講義を実施する必要がある。

また、都道府県の消防防災部局又は人事担当部局において、消防長、消防学校長などの消防関係者に対する研修会を実施する必要がある。

ウ 消防庁における対応策

(ア) 消防庁ハラスメント等相談窓口の設置

ハラスメント等の事案の解決を目指すため、市町村や消防本部のハラスメント等通報窓口には通報しにくい、通報したが適切に対応してくれなかったなどの場合に備えて、消防庁ハラスメント等相談窓口を平成29年度に設置した。相談は基本的に専用回線での電話受付としている。

(イ) ハラスメント等に関するテキストの作成

各消防本部等での研修会で活用できるよう、ハラスメント等に関するテキストを職員向け、管理

監督者向け、相談担当者向けに作成し、消防庁ホームページで公開している（参照URL：<https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/harassment/harassment001.html>）。

(ウ) 全国説明会・研修会の開催

ハラスメント等の撲滅のための対応策の実施の徹底を図るため、平成30年度に全国で説明会を行っている。当該説明会において、7月4日通知を中心に、詳細な解説を行うとともに、質疑にも答えるなど、きめ細かい支援を行っているほか、各消防本部等の実情の聞き取りも実施している。

また、令和元年度から、各消防本部においてハラスメント相談を行う職員等のハラスメントに関する見識及び対応能力等の向上を目指し、専門講師による研修会を全国で29回開催している。

(3) 女性消防吏員の更なる活躍の推進

ア 女性消防吏員を取り巻く現状

消防本部における女性消防吏員の採用は、昭和44年（1969年）に川崎市で始まった。

消防分野においても女性消防吏員が増加し、活躍することにより、住民サービスの向上及び消防組織の強化につながることを期待される。

住民サービスの向上については、例えば、救急業務においては、女性傷病者に抵抗感を与えずに活動できることなどが挙げられる。

また、消防組織の強化については、男性の視点だけでなく、女性の視点が加わることにより、多様な

視点でものごとを捉えることができるようになること、育児・介護などそれぞれ異なる事情を持っていることを組織や同僚が理解し支援する組織風土が醸成されることにより、多様なニーズに対応できる柔軟性が組織に備わっていくことが挙げられる。

女子労働者については、母体保護のため女子労働基準規則により業務の制限が設けられていたが、平成6年（1994年）に規則の改正により深夜業の規制が解除され、女性消防吏員も24時間体制で消防業務に従事できるようになり、現在、救急業務や警防業務を含む交替制勤務を行っている。

このように、少しずつ女性消防吏員の職域の拡大が図られ、女性消防吏員数が増加してきたところであるが、令和4年4月1日現在、全消防吏員（16万5,928人）に占める女性消防吏員の割合は3.4%（第2-3-2図）であり、警察官10.9%（地方警察官に占める女性警察官の割合）、自衛官8.3%、海上保安庁8.6%といった他分野と比較しても少ない状況である（自衛官は令和3年度末現在）。

女性消防吏員がいない消防本部数は、年々減少しているものの、令和4年4月1日現在、全国723本部中121本部（16.7%）あり、その約8割が消防吏員数100人未満の消防本部である。

第2-3-2図 女性消防吏員数・割合の推移

（各年4月1日現在）



（備考）「消防防災・震災対策現況調査」により作成

イ 市町村及び各消防本部の取組

消防庁は市町村及び各消防本部に対し以下の取組を要請している。

（ア）女性消防吏員の計画的な増員の確保

a 数値目標の設定による計画的な増員

消防全体として、消防吏員に占める女性消防吏員の全国の比率を、令和8年度当初までに5%に

引き上げることを共通目標としており、この共通目標の達成に向け、各消防本部においては、本部ごとの実情に応じて、数値目標を設定した上で、計画的な増員に取り組むこと。

b 女性の採用の拡大に向けた積極的な取組

（a）積極的なPR活動の展開

消防本部においては、これから社会人になる年齢層の女性に対し、業務内容、勤務条件等を含めた消防の仕事の魅力について、積極的にPRすること。

（b）採用試験における身体的制限について

採用募集に際し、身長・体重等の身体的制限を設けている消防本部においては、こうした制限が消防の職務の遂行上、必要最小限かつ社会通念からみて妥当な範囲のものかどうか、検証の上、必要に応じて見直しを検討すること。

（c）女性消防吏員の増加を踏まえた円滑な人事管理等の検討

今後、消防本部が行う女性消防吏員の採用の大幅拡大に合わせ、市町村においては、消防における職務上の特殊性を理解の上、適切な措置を検討すること。具体的には、想定される休業等に際し、消防力を継続的に維持できるような代替職員の確保等が考えられること。

（イ）適材適所を原則とした女性消防吏員の職域の拡大

消防業務において、法令による制限を除き、性別を理由として従事できる業務を制限することはできないことを十分に理解し、女性消防吏員の意欲と適性に応じた人事配置を行うこと。

（ウ）ライフステージに応じた様々な配慮

現状においては、女性消防吏員が極端に少ないこと、妊娠・出産といった母体保護に係る配慮など、人事上の様々な配慮が必要であること。

（エ）消防長等消防本部幹部職員の意識改革

各消防本部の消防長は、女性の活躍推進の意義を十分に理解し、自らの責務として各種の施策を実行すること。また、消防本部幹部職員に対しても、研修等により女性の活躍推進について理解を深めるよう取組を行うこと。

（オ）その他

a 施設・装備の改善

各消防本部においては、女性消防吏員の活躍の場を広げるために、消防本部・消防署・支所（出

張所)等において、女性専用のトイレ、浴室、仮眠室などの施設整備を計画的に推進すること。なお、消防署所等における女性専用施設の整備に要する経費について、平成28年度から特別交付税措置を講じている。

b 女性の活躍情報の「見える化」の推進

各消防本部においては、女性割合、女性の採用者数、女性の管理職の割合及び女性活躍推進に向けた取組状況について、ホームページに掲載するなど「見える化」を推進すること。

ウ 消防庁の取組

(ア) 女子学生等を対象とした職業体験イベント(ワンデイ・インターンシップ)等

ワンデイ・インターンシップとは、これから社会人となる年齢層の女性に、消防の仕事の魅力と消防分野での女性活躍の可能性を知ってもらい、消防を志す女性を増やすために各消防本部と連携して実施するもので、令和3年度はWebにより3回開催した。

(イ) ポータルサイト等による幅広いPR

消防庁ホームページ内に「女性消防吏員の活躍推進のためのポータルサイト」を平成28年度に開設した。

また、平成28年度に、総務省消防庁公式Facebookページ「総務省消防庁一女性活躍一」を開設し、ソーシャルメディアを通じて身近でタイムリーな情報の発信を行っている。

(ウ) 消防庁女性活躍ガイドブックの作成

平成29年度から、その年度に消防本部で行われた先進的な取組事例等をまとめた「消防庁女性活躍ガイドブック」を作成し、全国の消防本部等に提供するとともに、消防庁ホームページにも公開している。

(エ) 女性消防吏員活躍推進アドバイザー制度

消防庁では、女性消防吏員の採用が進んでいる消防本部の人事担当者や女性活躍に関する有識者を、希望する消防本部等に派遣して、採用促進の具体的な取組等について助言する「女性消防吏員活躍推進アドバイザー制度」を平成29年12月に創設した。これまでに156件派遣し、約1万人の消防職員に対し講演を実施している(令和4年4月1日現在)。

エ 消防大学校における取組

消防大学校の教育訓練では、平成28年度から女

性消防吏員のキャリア形成の支援を主たる目的とした7日間の女性専用コース「女性活躍推進コース」を実施するとともに、各学科の定員の5%を女性消防吏員の優先枠として設定し、女性の入校を推進している。

また、消防長をはじめとした幹部職員に対して、女性の職域拡大、育児参加への上司の理解・支援を含めた働きやすい環境の整備など、女性活躍推進に係る意識の改革・醸成等を目的とした講義を実施している。

4. 安全衛生体制の整備

(1) 安全衛生体制

消防庁においては、公務災害の発生を可能な限り防止するとともに、消防活動を確実かつ効果的に遂行するため、消防本部における安全管理体制の整備について、「消防における安全管理に関する規程」、「訓練時における安全管理に関する要綱」、「訓練時における安全管理マニュアル」及び「警防活動時等における安全管理マニュアル」をそれぞれ示し、体制整備の促進及び事故防止の徹底を図ってきた。

(2) 惨事ストレス対策

消防職団員は、火災等の災害現場などで、悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障害が発生するおそれがある。このような問題に対して、消防機関においても対策を講じる必要があり、消防庁では、消防職団員への強い心理的影響が危惧される大規模災害等が発生した場合、現地の消防本部等の求めに応じて、精神科医等の専門家を派遣し、必要な支援を行う「緊急時メンタルサポートチーム」を平成15年に創設した。令和4年は2件の派遣があり、創設からこれまでに84件の派遣実績がある(令和4年10月1日現在)。

なお、派遣の最も多い災害は東日本大震災であった(21件)。

5. 消防表彰等

消防関係者等に対して、現在、国が行っている表彰等は以下のとおりである(資料2-3-11)。

(1) 国の栄典

日本国憲法に基づく国の栄典としては、叙位、叙勲及び褒章がある。

ア 叙位

国家又は公共に対して功労のある者をその功労の程度に応じて、位に叙し、榮譽を称えるものであり、死亡者にのみ運用されている。

消防関係者については、消防吏員及び消防団員が対象となっており、階級と在職年数を要件とした運用基準に基づき叙されるものである。

イ 叙勲

国家又は公共に対して功労のある者に対して勲章を授与し、榮譽を称えるものである。

消防関係者については、消防吏員及び消防団員等が対象となっている（資料 2-3-12）。

ウ 褒章

自己の危難を顧みず人命の救助に尽力した者、業務に精励し衆民の模範である者、公衆の利益を興し成績著明である者や共同の事務に勤勉し労効が顕著である者、その他公益のため私財を寄附し功績が顕著である者等に対して褒章を授与して榮譽を称えるものである。

消防関係者については、消防団員及び女性防火クラブ役員等が対象となっている（資料 2-3-13）。

(2) 内閣総理大臣表彰

閣議了解に基づき実施されるもので、消防関係では昭和 35 年（1960 年）5 月の閣議了解に基づく安全功労者表彰と昭和 57 年（1982 年）5 月の閣議了解に基づく防災功労者表彰がある。総務大臣が行う安全功労者表彰等の受賞者及び消防庁長官が行う防災功労者表彰等の受賞者のうち、特に功労が顕著な個人又は団体について内閣総理大臣が表彰する（資料 2-3-14）。

(3) 総務大臣表彰

安全思想の普及徹底又は安全水準の向上のため、各種安全運動、安全のための研究、若しくは教育又は災害の発生の防止若しくは被害軽減に尽力し、又は貢献した個人又は団体等について総務大臣が表彰する（資料 2-3-15）。

(4) 総務大臣感謝状

消防団員が相当数増加した消防団、増加率又は増加数が相当である消防団及び女性団員の入団が多かった消防団等に対して総務大臣感謝状が授与される。令和 3 年度には、静岡県熱海市土石流災害での出動を契機として、緊急消防援助隊の現場活動の労苦に報いるため、出動した部隊を授与対象とすることとした。

(5) 消防庁長官表彰

消防表彰規程（昭和 37 年消防庁告示）に基づき、消防業務に従事し、その功績等が顕著な消防職員、消防団員等に対し消防庁長官が表彰する。その表彰の種類により定例表彰と随時表彰に大別される。

ア 定例表彰

3 月 7 日の消防記念日にちなみ、原則として、毎年 3 月上旬に実施されるものである（資料 2-3-16）。

イ 随時表彰

災害現場等における人命救助等、現場功労を対象に事案発生の都度、実施されるものである（資料 2-3-17）。

(6) 賞じゅつ金及び報賞金

賞じゅつ金とは、災害に際し、危険な状況下であるにもかかわらず身の危険を顧みず敢然と職務を遂行して傷害を受け、そのために死亡又は障害を負った消防職員、消防団員、都道府県航空消防隊職員又は消防庁職員に対し、消防庁長官表彰（特別功労章、顕功章又は功績章）の授与とあわせて支給されるものである。

報賞金とは、災害現場等において顕著な功労を挙げた消防職員、消防団員、都道府県航空消防隊職員又は消防庁職員で、賞じゅつ金が支給されるに至らない場合及び消防職員、消防団員、都道府県航空消防隊職員又は消防庁職員以外の部外者が消防作業に協力して顕著な功績を挙げた場合に支給されるものである。

(7) 退職消防団員報償

永年勤続した消防団員の功労に報いるため、退職消防団員報償規程（昭和 36 年消防庁告示）に基づき、

その勤続年数に応じて消防庁長官から賞状と銀杯が授与される。

(8) 消防庁長官感謝状

消防の発展に貢献し、その功績顕著な部外の個人又は団体に対しては、消防庁長官感謝状授与内規に基づき消防庁長官感謝状が授与される。

(9) その他

消防関係の各分野において功労のあった者に対し消防庁長官が表彰するものがある（資料 2-3-18）。

コラム 消防庁ホームページ「女性消防吏員の活躍推進のためのポータルサイト」をリニューアル

令和3年度に、「女性消防吏員の活躍推進のためのポータルサイト」（以下、本コラムにおいて「ポータルサイト」という。）の大幅なリニューアルを行い、全体的にデザインを変更し、既存コンテンツを更新したほか、新規コンテンツ「まるわかり#消防女子」を立ち上げ、内容をさらに充実させた。

■トップページ



《自分の未来像を連想させる》

採用試験受験者と同世代の女性の上に手書きの防火服のイメージ線図を重ね合わせ、「わたしも消防士になる、なれる。」という未来像を連想させるような表現とした。

《# 消防女子》

- ・女性消防士に親近感を持ってもらうため
 - ・「消防職＝男性職」のイメージを払拭するため
- 「# OO」というSNS上のハッシュタグを連想させ親しみを持たせるとともに、「“ありがとう”を言ってもらえる仕事」である消防の魅力を発信している。

■女性消防士インタビュー



救助・救急・予防・通信指令の各業務に従事する4名の女性消防士の「生の声」を紹介している。

消防士を目指した理由、業務に懸ける思い、仕事と家庭の両立の様子、消防士を目指す女子学生等へ向けたメッセージなど、先輩女性消防士がどのような気持ちで消防という仕事に接しているのか知ることが出来る。

■まるわかり#消防女子



新規コンテンツ「まるわかり#消防女子」は、女性消防士を身近に感じてもらえるように実際のイベントや趣味などを紹介している。



全国各地で活躍する現役女性消防士にアンケートを取って作成したもので、随所にイラストを用いたわかりやすいデザインとした。

■女性消防士の活躍に関する動画アーカイブ

動画アーカイブには、女性消防士PR動画や消防業務の紹介動画に加え、消防学校の生活体験インタラクティブ動画など、消防のことを詳しく知ることができる各種動画を30本以上揃えている。



～消防学校の生活体験～
（インタラクティブ動画）

いつでも、どこでも、誰でも、気軽に見ることが出来るポータルサイトは、重要かつ効果的な広報媒体である。令和4年度も引き続き、一人でも多くの女性に「消防女子」を目指してもらえよう、ポータルサイトの運用をはじめとする各種取組を通して、消防の魅力ややりがい、消防分野における女性の活躍の重要性について広く周知していきたい。



サイトは
こちらから

<女性消防吏員の活躍推進のためのポータルサイト>
https://www.fdma.go.jp/relocation/josei_shokuin/

コラム 女性の消防団への加入促進及び

女性消防団員の活動の活性化について

消防団の活動には、女性ならではの活動も多く、多くの女性消防団員が活躍している。

全国の消防団員数が減少する中、女性消防団員数は、令和4年4月1日現在で2万7,603人（前年に比べ286人増加）となっており、年々増加している。女性消防団員がいる消防団の割合は76.5%となっており、働いている方も、学生の方も、主婦の方も、多くの女性が消防団で生き生きと輝いている。

■消防団員入団促進キャンペーン

令和4年度も前年度に引き続き、女性、若者に人気の著名人を起用したポスター作成や電車内モニター広告の掲出による入団促進を行っているほか、女性消防団員募集のためのリーフレットやPR動画（消防庁HPにて公開）では、実際に活躍している女性消防団員が出演し、入団した後の活動がイメージしやすい内容になっている（詳細は特集3を参照）。

■女性・若者等消防団加入促進の取組支援

消防庁では、地方公共団体が企業・大学等と連携して行う女性・若者等消防団加入促進の取組をモデル事業として支援している。

令和3年度は、富山県において映画館やプロスポーツチームの試合会場にて女性・若者向け入団促進PR映像の放映を実施したほか、鹿児島県鹿児島市では、女性消防団員による救急講習や防火教育を実

施するなど、多くの地方公共団体で女性をはじめとする幅広い団員確保や団員活動活性化に向けた様々な取組が行われた。

＜幼児向け教室での寸劇による防火教育の様子＞



＜住民向け救急講習の様子＞



女性消防団員の活躍の様子（鹿児島県鹿児島市）

消防団は女性が輝ける場所

女性消防団員の推移

消防団員数が減少する一方で、女性消防団員数は年々増加しています。令和4年4月1日現在、27,603人（全体の3.5%）、女性消防団員が活躍している消防団の割合は、76.5%となっています。

女性消防団員は、地域の需要に応じて、消防団本部付の団員だけでなく、各地域を管轄する分団に所属したり、女性のみで組織する分団に所属するなど、活躍の形はさまざまです。

消防団の組織の活性化や地域のニーズに応える方策として、女性消防団員をより積極的に採用しようという考えが広がりつつあります。

女性の持つツツナな面を活かして、住宅用火災警報器の普及促進、一人暮らしの高齢者宅の防火助成、住民に対する防災教育及び応急手当ての普及指導等においては、特に女性消防団員の活躍が期待されています。また、消火活動や防災訓練、救急活動にも参加しています。

女性消防団員が地域で担う取り組みの例

多くの女性のまろやかな消防団員が活躍しています

- 防災活動、防火教育（高齢者宅、幼稚園）
- 救急活動、救急講習
- 消防団員としての活動、高齢者への対応
- 消防団員としての活動、消防団員としての活動
- 消防団員としての活動、消防団員としての活動
- 消防団員としての活動、消防団員としての活動

できる範囲で、無償で助けられよう

女性消防団員インタビュー

浦川優子さん

所属：松山市消防団女性分団
職業：個人事業主

学生時代から大学生消防団員の活動に参加していた浦川さんは、悪寒も原因や仕事と両立しながら消防団の活動を続けています。

地元のためにできることを

学生時代は比賽時に避難所などで支援を行う大学生消防団員の活動もしていました。そのきっかけは、東日本震災です。大規模災害がいつ起こるかわからないと知り、自分ができることはないかと考えるようになりました。

社会人になっても、社会人ならではの活動も続けたいと思い、消防団に入団しました。現在は仕事しながら二人の子供を育てていますが、一人で暮らすお年寄りへの訪問サポートや、学校や公民館で開催される教養講座に関するセミナーのお手伝いなどに参加しています。

もっと救命の知識を広めたい

最初は救命や防災の知識を身につけ、自分や家族のために役立てたいという思いがあり、実際に子どもも急病とけいれんを経験したときに知識を活かすこともできました。

でも、消防団の活動に参加すると、どんなにこの知識を出ていきたという気持ちが強くなっていきました。レクチャーをする場でも、うなぎながら話を聞いてくださる方や、疑問に質問していただける方も、やりがいや責任感が生まれて、もっと勉強したいという気持ちになります。それで、今も少しずつ知識をアップデートしています。

少しでも人の役に立てるはず

消防団は、結婚しても、出産しても、何らかの形で命や地域に関わることが出来る場所です。私も小さい子どもがいることで十分に活動できているとは思えませんが、それでも自分にとっても、地域活動の間に安心感や達成感を感じたりと、人の役に立てているという実感があふれます。少しでも「何かできることはないかな？」と思うから、まずは自身の興味やセミナーからでも参加してみたいです。

いままでも世代の人と出会い、消防団の活動を通して、被災へ向かいも助けられました。被災へ向かいも助けられました。被災へ向かいも助けられました。被災へ向かいも助けられました。

消防団は、結婚しても、出産しても、何らかの形で命や地域に関わることが出来る場所です。私も小さい子どもがいることで十分に活動できているとは思えませんが、それでも自分にとっても、地域活動の間に安心感や達成感を感じたりと、人の役に立てているという実感があふれます。少しでも「何かできることはないかな？」と思うから、まずは自身の興味やセミナーからでも参加してみたいです。

最後に、消防団の基本情報やお問い合わせ先などがあります。ぜひご覧ください。

女性向けの消防団員募集リーフレット（令和4年度）